

長起第3761号-1  
令和2年3月3日

居宅介護支援事業所管理者 様  
(看護) 小規模多機能型居宅介護事業所管理者 様  
米子市地域包括支援センター管理者 様

米子市長寿社会課長  
( 公 印 省 略 )

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係るサービス担当者会議  
およびモニタリングの取扱いについて (お知らせ)

平素は、本市高齢者福祉行政に格別のご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、この度の新型コロナウイルス感染症の対策として、病院や施設等での面会の制限が求められています。また、不安を感じた高齢者が面会を断るといったケースも見られることから、本来面会が必要なサービス担当者会議やモニタリングについて、下記のとおり柔軟な対応を可能とすることといたします。

なお、この対応は新型コロナウイルスの感染が収束し、従来の対応が可能となるまでの限定的な取扱いですので、ご注意ください。

記

【サービス担当者会議について】

以下のような場合は「やむを得ない理由がある場合」として、サービス担当者へ照会等により意見を求めることで対応してもよいこととします。その際には、緊密に相互の情報交換を行い、利用者の状況等についての情報や居宅サービス原案の内容を共有できるようにしてください。

【モニタリングについて】

以下のような場合はモニタリングを本人、家族、サービス担当者等への電話等での代替手段により行ってもよいこととします。その際には、代替措置の概要や経緯を記録しておいてください。

**照会や代替措置での対応が可能な場合**

- 病院や施設等から新型コロナウイルス感染症対策のため、面会を断られた場合
- 本人や家族から新型コロナウイルスの感染防止を理由として面会を断られた場合
- 必ずしも面会が必要ではないと思われる方に対し、感染の危険を減らすため面会を避ける事を事業所が判断した場合 等

※注意点

今回の対応はサービス担当者会議やモニタリングを禁止するものではありませんので、必要に応じて行うかどうかを判断してください。面会する場合は、マスクの着用や手洗い、訪問前に体温を測定する等の感染症対策をお願いいたします。

担当 米子市長寿社会課  
介護給付担当 荒松  
電話：23-5156